

2. 基本計画の策定

2-1. 目標年次

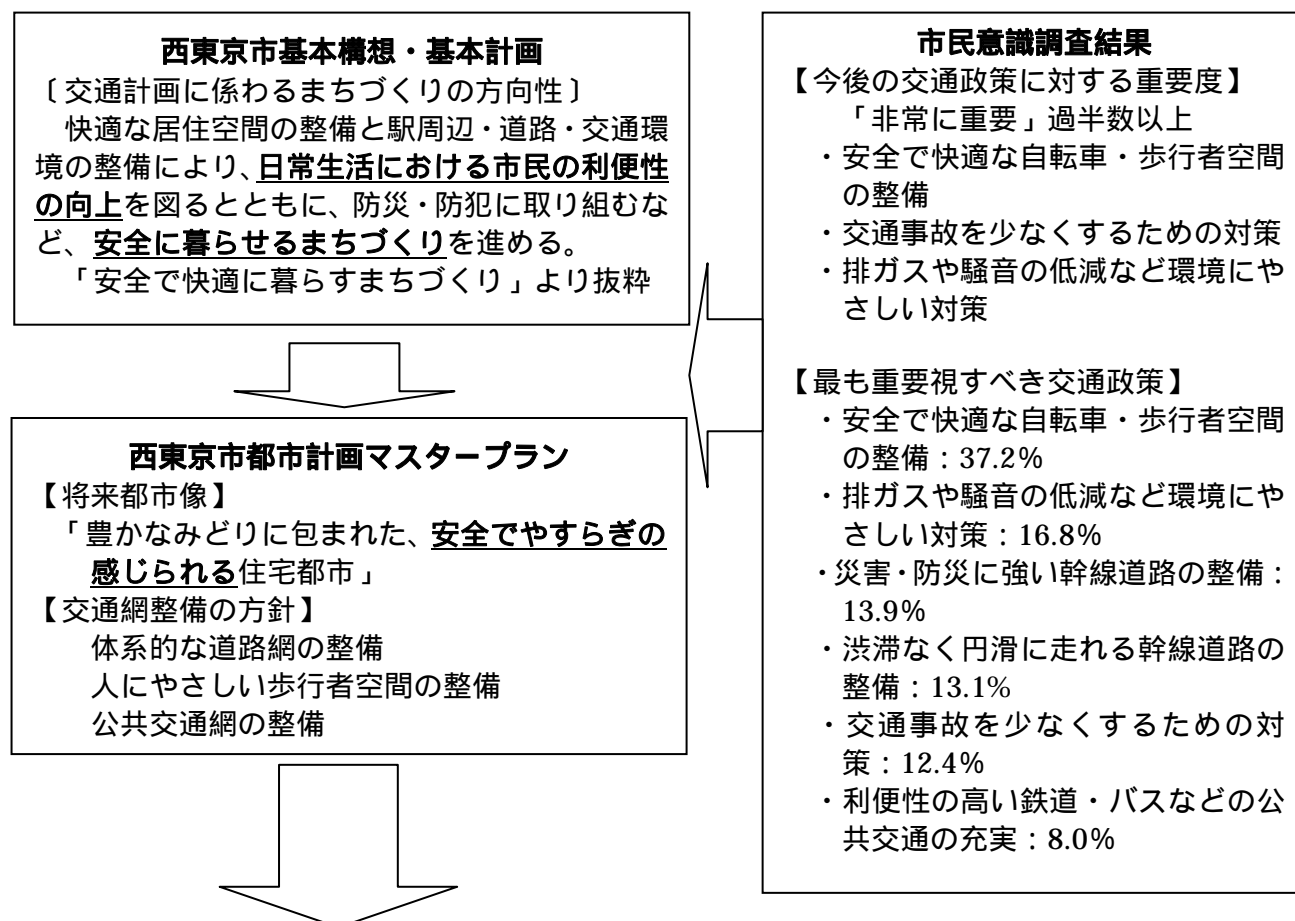
「西東京市基本計画」及び「西東京市都市計画マスタープラン」を踏まえ、「交通計画」に示した目標年次は、策定から概ね7年後の平成25年とする。

なお、今後の社会情勢の動向や市民ニーズの変化に対応して、個別の施策内容については、必要に応じて見直しを検討する。

2-2. 基本理念及び基本方針・施策方針

(1) 交通計画の基本理念

西東京市基本構想・基本計画、都市計画マスタープラン等の上位計画での位置付け、市民ニーズ等を踏まえ、総合的な交通計画策定の基本的な考え方として、計画の基本理念を以下のように設定する。



【交通計画策定のための基本理念】

住宅都市としての特徴を活かしつつ、生活者の視点を重視し、誰もが安全・安心に移動できるよう、人と環境にやさしい交通体系の実現を図るものとして、次の基本理念のもとに西東京市における交通体系整備を展開していく。

人と環境にやさしい安全・安心に移動できる交通体系づくり

(2) 交通計画の基本方針

前項に掲げる基本理念「人と環境にやさしい安全・安心に移動できる交通体系づくりの確立」を実現するため、以下のように4つの基本方針を設定する。

基本方針 1 : 人と環境にやさしい交通施策を推進します

- ・バスや鉄道、タクシーといった公共交通の利便性や連携を高め、新たな交通需要にも対応しながら、自動車以外の交通手段の選択を可能にし、環境負荷の小さな交通体系の実現を推進する。
- ・さらに、高齢化社会の進展や障害者などに対応し、だれもがいつでも安全・安心に移動できるような歩行者・自転車のネットワーク形成を図るとともに、移動支援等のあり方を検討する。

基本方針 2 : 効率的・効果的な道路整備の推進によるアクセス性の向上を図ります

- ・限られた財源の中で、道路整備計画に基づき整備を進める。
- ・さらに、住宅地や駅周辺などにおける通過交通の進入を抑制するとともに、避難路としての防災機能の強化を図る。

基本方針 3 : 魅力的な交通結節機能の強化を図ります

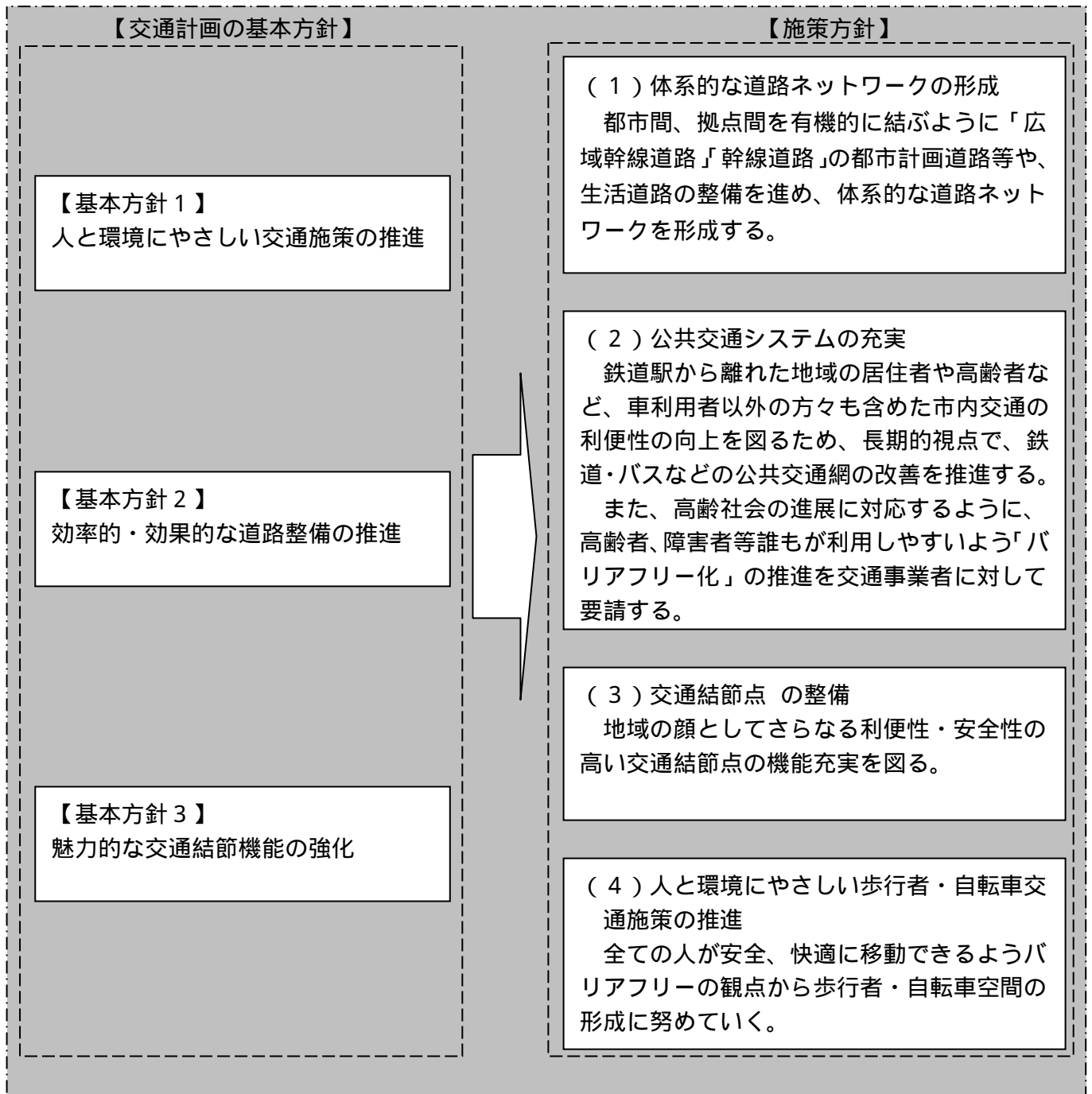
- ・駅前広場や駐輪場、駐車場など各駅周辺地区のまちづくり計画と連動させながら、バスや鉄道、自動車等との相互連携の向上を図り、乗換え機能の充実(駅前広場の整備等)を進める。
- ・高齢者、障害者等の公平かつシームレスな移動を確保するために、駅等公共空間のバリアフリー化を進めるとともに移動支援等のあり方を検討する。
- ・駅前広場やバス停での運行情報提供の充実を図る。

基本方針 4 : 官民協働による交通体系の実現を図ります

- ・行政、事業者、市民の協働のもとに、P I (パブリックインボルブメント) など情報の共有化により交通体系を構築する。

(3) 基本方針を達成するための施策方針

交通計画の基本方針を、その方針を達成するための考え方を設定する。



【基本方針 4】官民協働による交通体系の実現

実現にむけて、行政だけでなく市民活動団体や地元民間企業などを含めた市民の理解、参加、協力が不可欠であり、市民自らの選択と責任において行動を行うための情報の公開が必要となる。市民意見の公募やワークショップなど市民参加に取り組み、透明性や公平性を確保し、市民との協働や人材育成により計画の推進を図る。